

やない市民活動センター評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 やない市民活動センター（以下「センター」という。）について、効果的かつ効率的な管理運営を推進し、市民サービスの一層の向上を図るため、やない市民活動センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) センターの管理運営に関し、利用者から意見等を聴取し、客観的な評価を行うこと。
- (2) センターの管理運営に関し、課題の解決及び改善すべき事項について、助言を行うこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項を調査し、及び審議すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、3人以内の委員は、公募により選任するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 評価委員会には、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 評価委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、公開することによって、非公開情報（柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例（平成17年柳井市条例第18号）第6条に規定す

る公開しないことができる公文書をいう。) が公になる場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、総合政策部地域づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。